

耐震改修した住宅に掛かる 固定資産税を減額します

昭和57年1月1日以前に建築された、現行の耐震基準の要件に該当しない住宅を、現行の耐震基準に該当するように耐震改修を行った場合、必要書類を添えて申告すれば、一定期間家屋に掛かる固定資産税の減額を受けることができます。

▶対象要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在していた住宅
- ・平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事を完了した住宅で、工事費が30万円以上の耐震改修であること
- ・居住部分の割合が当該住宅の2分の1以上の住宅

▶対象床面積 一戸当たり120平方メートルに相当する部分まで

▶減額される期間および金額 耐震改修工事が完了した年の翌年度分から下記の期間、固定資産税額の2分の1が減額されます。

| 改修完了時期 | 減額期間 |
|-----------|------|
| 平成18年～21年 | 3年間 |
| 平成22年～24年 | 2年間 |
| 平成25年～27年 | 1年間 |



▶申し込み 税務課資産税担当で配布している「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、耐震改修完了後3カ月以内に同課に提出してください。(やむを得ない理由があると認められる場合は、3カ月を超えての申告でも減額できる場合があります。)

【必要書類】

- ・現行の耐震基準に適合した工事であることを証する書類(建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関などが発行したもの)
- ・耐震改修に要した費用を証する書類(領収書、見積書など)

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線234)

福島県からのお知らせ ～避難している皆さんへ～

福島県では、避難している皆さんに、避難前に住んでいた市町村へ、現在の住所地、連絡先などをお知らせいただくようお願いしています。

連絡が済んでいない方は早めにご連絡ください。

福島県双葉郡に住んでいた皆さんは、「福島県双葉郡支援センター」へ、至急ご連絡をお願いします。

双葉郡支援センター

☎0120-006-865

【月～日曜日】午前8時～午後10時

※連絡した方には、住んでいた町村から、「り災・被災証明」や「国民健康保険証」、「義援金の支払い」などの手続きについて連絡があります。

被災者支援センターを 閉鎖します

被災者支援センターは5月31日をもって閉鎖しました。その後の被災者支援につきましては、各担当部署で対応します。

○避難者の受け入れおよび生活支援に関する窓口

福祉課社会福祉担当(内線267)

○義援金に関する窓口

福祉課社会福祉担当(内線267)、行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

行田市下水道事業運営審議会の 委員を募集します

市では、下水道事業の運営に関して、市民の皆さんからの意見を施策に反映させるため、行田市下水道事業運営審議会の委員を募集します。

▼応募資格 次の要件をすべて満たす方

- ・市内に1年以上住民登録し、下水道整備区域に住んでいる方。
- ・満20歳以上で平日昼間の会議(年3回予定)に出席できる方。

ただし、次の方は応募できません。

- (1) 応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方
- (2) 市職員および市議会議員

▼募集人数 3人

▼任期 委嘱した日から2年

▼応募方法 総務課、下水道課、中央公民館、各地域公民館(下水道整備区域内)で用意してある応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に応募理由などの必要事項を記入のうえ、6月30日(休)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で下水道課に提出してください。

【持参・郵送】〒361-0038 行田市前谷1-1-1 行田市下水道課

【メール】besui@city.gyoda.lg.jp

▼選考方法 書類審査のうえ決定し、結果は全員にお知らせします。

▼問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0000



つけましたか?住宅用火災警報器